

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

●輸送の安全のために講じた措置

1.運行管理・法令遵守の徹底

- (1) 安全を最優先する組織体制の確立
代表取締役・安全統括管理者・統括運行管理者が定期的に営業所や車庫を巡視し、安全方針の周知徹底と「安全第一」の意識を浸透。
- (2) 法令遵守の徹底
交代運転者の配置基準（ワンマン運行の距離・時間制限）を厳守した運行計画の策定、およびデジタルタコグラフ（デジタコ）による法定速度・拘束時間の厳格な管理。
- (3) 点呼の確実な実施
対面点呼におけるアルコールチェッカーの使用および酒気帯び確認の徹底。

2.乗務員の教育・研修

- (1) 初任・高齢運転者への特別指導
国土交通省告示に基づく初任運転者への座学・実技指導20時間以上）の確実な実施、および高齢運転者に対する適性診断の受診と指導。
- (2) ドライブレコーダー映像の活用
重大事故に繋がりにくい急ブレーキ、急ハンドル等のデータを抽出し、社内研修（安全運転講習会）で映像を共有して危険予知（KYT）訓練を実施。
- (3) 実技訓練の実施
チェーン着脱訓練、およびタイヤバースト等の緊急事態を想定した訓練の実施。

3.健康管理・過労運転の防止（健康起因事故対策）

- (1) 日常の健康状態の把握
点呼時における睡眠時間・疲労度の自己申告と確認、および産業医による健診結果に基づく個別面談・就業制限の徹底。

4.車両の安全対策・先進安全装置（ASV）の導入

- (1) 先進安全装置（ASV）の導入推進
衝突被害軽減ブレーキ（AMB）、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム（EDSS）を搭載した貸切バスの計画的な導入・代替。
- (2) 日常・定期点検の徹底
整備管理者による確実な点検の執行、および「重要保安部品（ブレーキ、タイヤ等）」に関する強化点検の実施。

●輸送の安全のために講じようとする措置

1.運行管理・法令遵守の徹底

- (1) 安全を最優先する組織体制の確立
安全統括管理者による深夜・早期点呼への立ち会い体制を定期的に組み込み、単なる書類上の管理ではなく、現場レベルでの「安全第一」およびコンプライアンス（法令遵守）の徹底を監視・指導する。
- (2) 法令遵守の徹底
安全方針や安全・事故防止目標を全社員に浸透するよう徹底し輸送の安全に関する向上を図ります。
- (3) 点呼の確実な実施
アルコールチェッカーの測定データと自動連動し、点呼日時・対面/非対面の区分・健康状態を改ざん不可能な形で記録・保存できる「デジタル点呼簿システム」を使用し、「点呼の記録義務違反」を完全に根絶する。あわせて、宿泊を伴う遠隔地での点呼においても確実に記録を残す。

2.乗務員の教育・研修

- (1) 初任・高齢運転者への特別指導
法定義務に基づく教育（座学20時間・実技20時間以上）を形骸化させず、安全運転の基礎と「乗務員台帳」へ反映するための受診記録の適正管理を徹底する。
- (2) ドライブレコーダー映像の活用
急制動や速度超過などの危険挙動データを抽出し、該当乗務員に対する個別指導を行う。
- (3) 実技訓練の実施
チェーン着脱訓練等の緊急事態を想定した訓練の実施。

3.健康管理・過労運転の防止（健康起因事故対策）

- (1) 日常の健康状態の把握
点呼時の体調不良や睡眠時間の自己申告の確認を厳格化するとともに、定期健康診断やSAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の結果を「乗務員台帳」に漏れなく即時反映・一元管理し、産業医の所見に基づく乗務員極めをルーティン化する。

4.車両の安全対策・先進安全装置（ASV）の導入

- (1) 先進安全装置（ASV）の導入推進
衝突被害軽減ブレーキ（AMB）やドライバー異常時対応システム（EDSS）を標準装備した車両を導入し事故防止力を引き上げる。
- (2) 日常・定期点検の徹底
整備管理者による日常点検の立会いを徹底し、車両不備による遅延やそれに伴う乗務時間の予期せぬ超過を防ぐための予防整備・重要保安部品の早期交換を実施する。